

8. 南海トラフ巨大地震等広域災害への対応

内閣府の検討会が、最新の科学的知見に基づき想定される最大クラスの地震及び本県における被害を推計

表1 南海トラフ巨大地震
(科学的に想定される最大クラスの地震)

地震規模: M9.1

県内の震度分布(市町村ごとの最大震度)
・震度6強: 27市町村
・震度6弱: 12市町村

※ 県内全市町村で震度6弱以上の揺れを想定

表2 東南海・南海地震同時発生
(第2次奈良県地震被害想定調査)

地震規模: M8.6

県内の震度分布(市町村ごとの最大震度)
・震度6強: 0市町村 ・震度6弱: 7市町村
・震度5強: 31市町村 ・震度5弱: 1市町村

※ 震度6強が想定される市町村はゼロ、大半の市町村は震度5強以下の揺れを想定

想定地震規模の見直し

表3

南海トラフ巨大地震

最大死者数	約100人～約1,700人
全壊住家	最大 約47,000棟
避難者数	最大時 約29万人
帰宅困難者数	約13万人(県内在住者のみ)

表4

(参考) 奈良盆地東縁断層帯(直下型地震)

最大死者数	約5,200人
全壊住家	約119,600棟
避難者数	約43万人
帰宅困難者数	(人数算定せず)

南海トラフ巨大地震の被害想定(内閣府)について

- 強い揺れと巨大な津波により、広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン等被害の発生が想定される。
- 県内の全市市町村で最大震度6弱以上になると想定され(表1)、これまでの東南海・南海地震同時発生の揺れ(表2)を大きく上回る地震動が想定されている。
- 全国で最大約32万人の死者が想定され、そのうち約70%が津波によるものとされている。一方、県内では、最大約1,700人の死者のうち、約90%以上が建物倒壊によるものと想定され、残りは、土砂災害や火災によるものとされている。
- 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震(奈良盆地東縁断層帯)の被害想定(表4)は、南海トラフ巨大地震の被害想定(表3)を上回っている。

重点項目見直しのポイント

- 地域防災計画に「南海トラフ巨大地震等の広域災害への対応」を追加
- 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは、自立した災害対応を行うことが必要。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う
- 県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める

広域かつ甚大な被害への備え

【建物の耐震化等】

○市町村、県、住民、事業者等は、**住宅や災害対応の拠点となる施設の耐震化**を進めるとともに、家具、設備、機器類等の固定、緊急物資の備蓄など自身で安全を確保する。

【ライフライン等の確保】

○ライフライン事業者等は、災害への備えとしてライフラインの多重化等を促進するとともに、迅速な応急復旧及び復旧までの間の代替手段の確保に努める。また、市町村、県及び事業者は、避難所や災害応急対策活動の拠点となる施設における非常用電源及び通信手段の確保に努める。

【広域災害への対応】

○近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。

○津波等被害のより甚大な近隣府県への支援を行うためにも、**被災地支援の拠点となる陸上自衛隊ヘリポート等及び駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動**をすすめるとともに、**備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の広域防災拠点**の整備を図る。

【緊急物資の確保等】

○大規模災害により物資の供給がストップすることも想定されるため、行政だけでなく、住民・地域・事業所等にできる限りの備蓄の充実を働きかけるなど、1週間分以上の食料・水等の確保に努める。

○市町村及び県は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について団体等と協定締結等を進める。

【広域避難者の受け入れ等】

○市町村及び県は、本県における被害が比較的軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。そのため、市町村と連携して支援体制の構築を図る。

【帰宅困難者対策等】

○県外就業率・就学率が高いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者(県民)に対して、「**まずは津波の心配のないところに避難する**」こと及び「**むやみに帰宅行動を開始しない**」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。

○年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、**観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導などの対策を検討する。**

9. 原子力災害対策



(参考)「原子力災害対策指針」(原子力規制庁)等について

- ・原子力規制庁の「原子力災害対策指針」では、現在、原発から30km圏内の対策のみ規定。今後、30km圏外の対策の検討が行われることとなっている。今後、国の指針が改正され、本県に甲状腺被ばく等の影響が想定される地域の設定の可能性が生じた場合は、防災計画をさらに見直し、必要な事項を盛り込んでいく。

重点項目のポイント

原子力発電所の事故等によって放射性物質等が大量に放出された場合に備え、本県に被害が及ぶ可能性について国等の動向を注視しながら、**原発立地県等の避難者受入**など、本県として可能な限り支援を行う体制を整備する。

【情報の収集・連絡体制の整備】

- 国、県、市町村、原子力事業者等との間において、原子力発電所事故等の際に備えた正確な情報の収集、連絡体制を整備する。
- 県は、原発事故等発生時には、国、原子力事業者等から正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市町村等へ速やかに伝達する。
- 市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に確実に情報を伝達する。

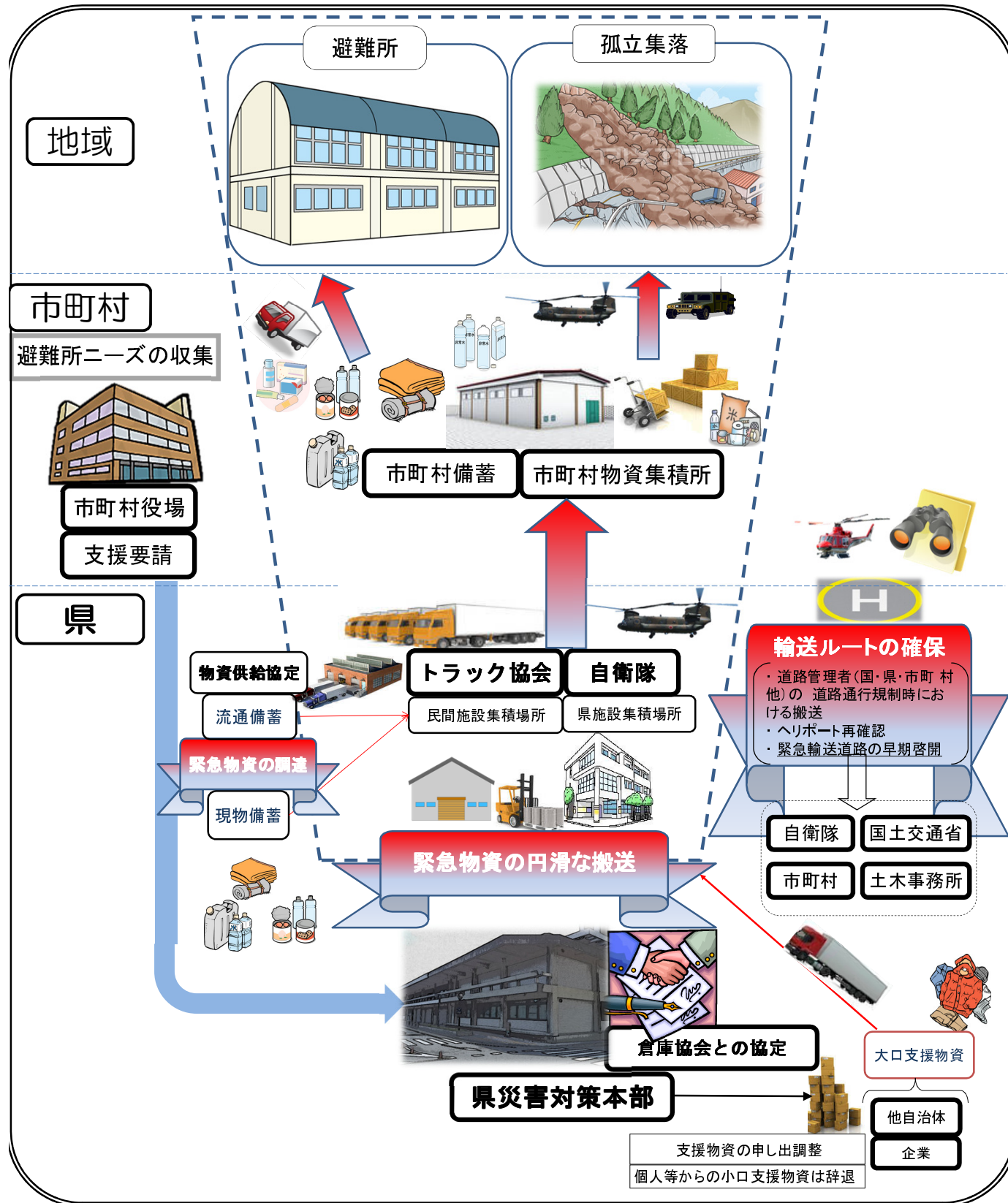
【環境放射線モニタリング体制の整備】

- 原発事故発生時における放射性物質や放射線の影響評価に用いるため、県は、平常時から放射性物質、放射線についてのモニタリングを実施し、比較データを収集・蓄積する。
- 県は、国、市町村等と平時から連携を図り、原発事故発生時における緊急時の環境放射線モニタリング実施体制を整備する。
- 県は、原発事故等発生時には、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象の追加など、体制の強化を図る。

【県外からの避難者受入】

- 原発災害時の広域避難の受入については、福井県の依頼を受け、福井県内での避難ができない場合に、敦賀市からの避難者について、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の小中学校や県立高校等を避難所として受入を行うこととしている。
- 本県に受け入れた避難者のニーズを的確に把握し、対応する。

6. 緊急物資の供給体制の確保



重点項目見直しのポイント

民間事業者の協力を得ながら、緊急物資の調達や効果的な供給体制の構築を目指す。家庭や地域、事業所などにも備蓄の充実を働きかけるなど、自助・共助・公助が協力して取り組む。

【緊急物資の調達】

- 大規模災害時は、物資の供給がストップすることも想定されるため、流通備蓄及び現物備蓄双方の特性を踏まえ、県及び市町村は、備蓄手法・備蓄品目・数量等を見直し、備蓄の充実を図る。
- 県、市町村だけでなく家庭や地域、事業所などにできるだけ備蓄の充実を働きかけるなど、自助・共助・公助が協力して取り組む。また、1週間生活できる食料等を備蓄できるようローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品等を日常生活の中で継続して備蓄するように家庭や地域・事業所に働きかける。

○県及び市町村は、物資確保のため、協定締結事業所の拡充等を図る。

○県は備蓄庫、ヘリポート等の機能を備えた**広域防災拠点**の整備を図る。

【輸送ルートの確保】

- 輸送ルートを確認するため、災害に強い道路づくりや、橋梁の耐震補強を推進する。
- 孤立可能集落への物資輸送において、ヘリコプターの活用が有効であるので、救援物資の迅速な搬送を確保するため、臨時発着場所の確保について再確認を行う。

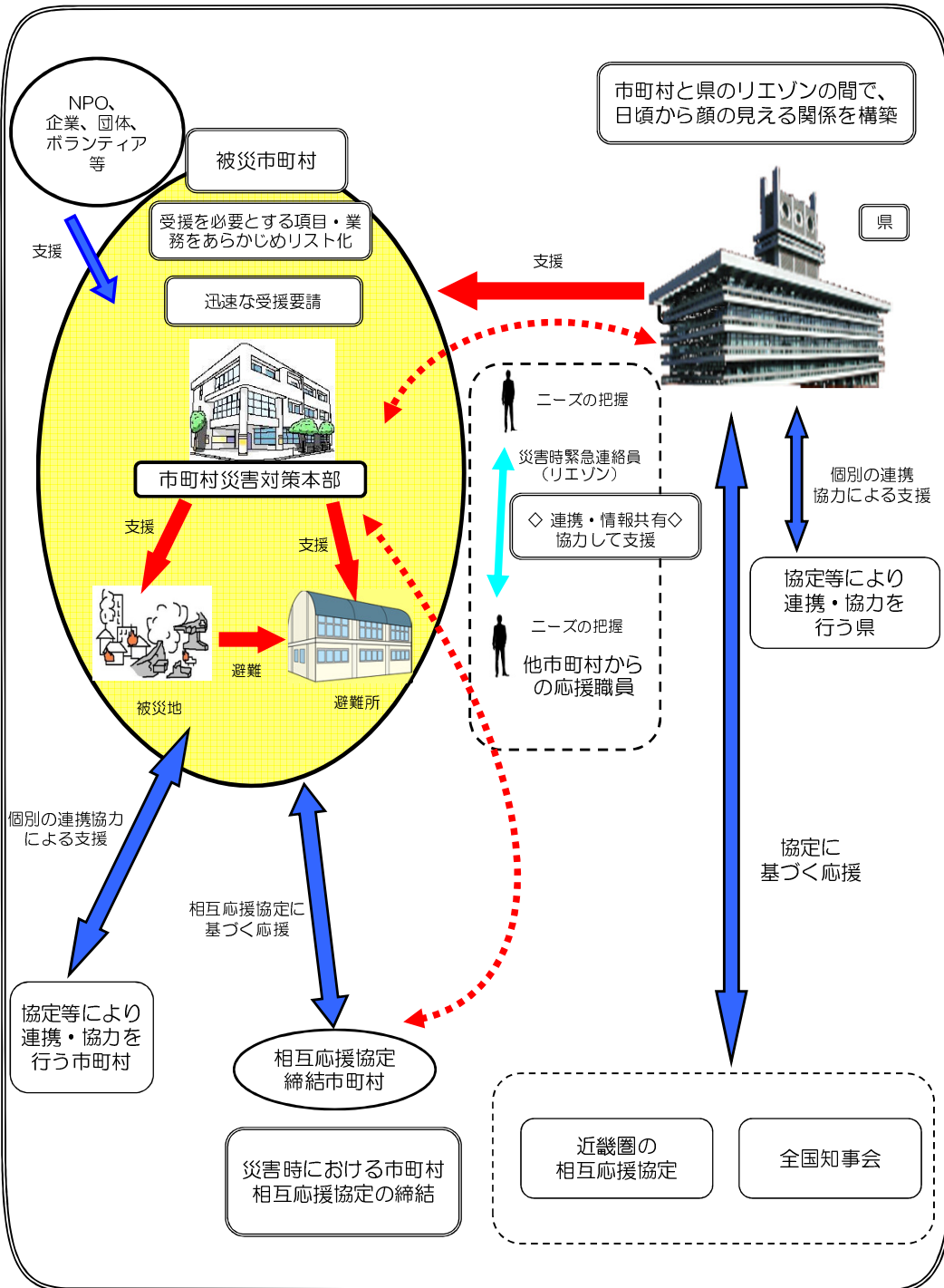
【緊急物資の円滑な搬送】

- トラック協会、倉庫協会等との間で、民間倉庫の活用、被災地への搬送委託、物流の専門家や作業員の派遣に関する協定を活用。
- 個人等からの小口救援物資は、多種少量となり物資管理や被災地のニーズにあった物資提供は困難であることから、原則として受け取らないこととし、県ホームページ等で広く周知する。

参考事例 —ポイント—

- ・紀伊半島大水害の際に、物資集積場所はフォークリフト等が利用できる構造ではなく、物資搬入及び搬出に多数の職員で対応した。
 - ・県、市町村は、県民及び事業者が1週間生活できる食料等を備蓄できるように、県及び市町村は現物備蓄として、ローリングストック法（※）等によりストックが可能な食料及び生活必需品を日常生活の中で継続して備蓄するように働きかける。
- （※）ローリングストック法 …備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段の生活している食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法

7-1. 支援・受援体制の整備(県内で災害発生の場合)



重点項目見直しのポイント

地域防災計画の項目に新たに「支援・受援」を追加し、市町村相互応援協定の締結や災害時緊急連絡員の養成など、災害時に円滑な支援を行うために必要な取組を盛り込む。

災害予防

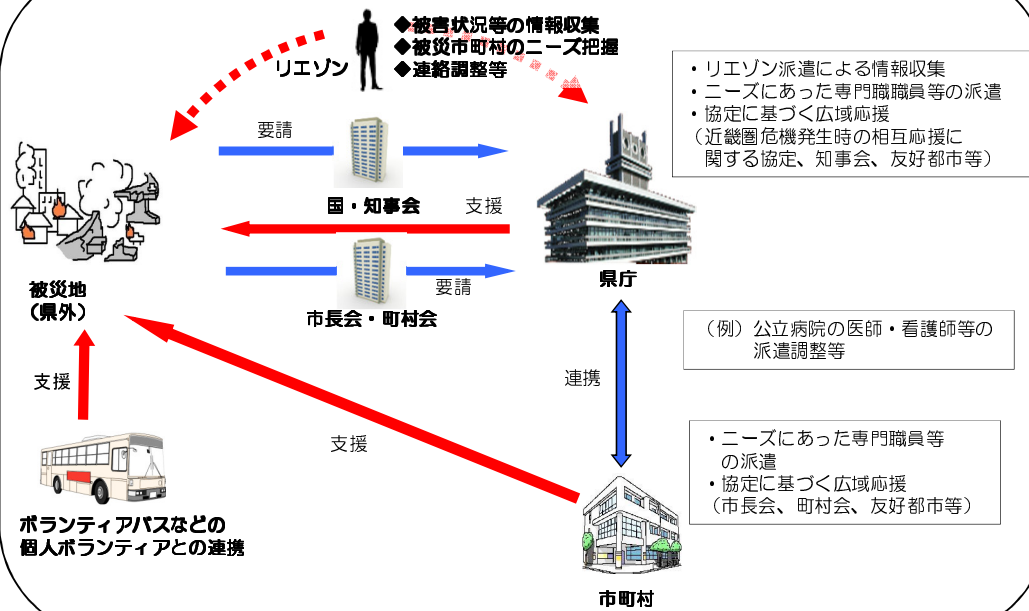
- 市町村及び県は、災害発生時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で応援協定を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 県は、他の都道府県並びに関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておく。また、市町村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県と要請の手順等を取り決めておく。
- 市町村及び県は、被害想定に基づき、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- 市町村及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等の確保を行う。
- 県は迅速、的確な情報収集を行うため、災害時緊急連絡員（リエゾン）を養成、登録する。
- 災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う医療ニーズの変化に対応できる医療救護体制の整備を図る。
- 県は、迅速な応急対策が実施できるよう、南部地域等に、備蓄庫、ヘリポート等の機能を備えた**広域防災拠点**の整備を図る。

応急対応

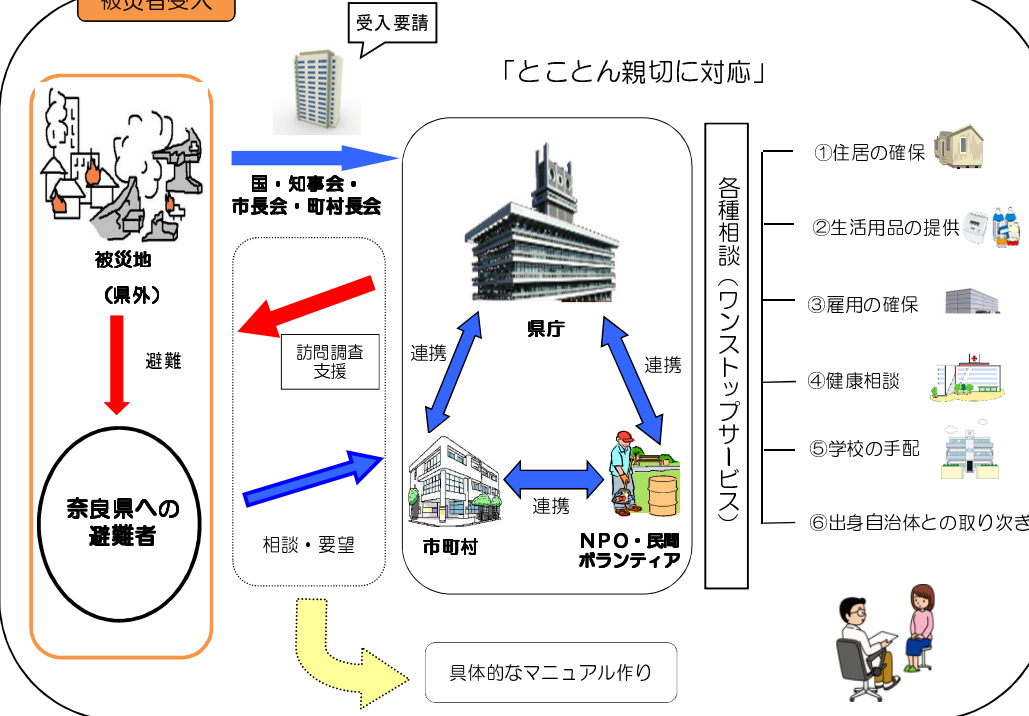
- 県は、被災地の状況等を迅速、的確に把握するため**災害時緊急連絡員（リエゾン）**を災害発生時、速やかに派遣する。
- 県は、被災市町村からの要請を受け、または要請を待ついとまがないと認めた時は、他の市町村と連携して、職員の派遣、医療救護チームの派遣、食料、水等の緊急物資を輸送する。
- 市町村及び県は、応援内容を整理して、速やかに国、他の都道府県、防災関係機関に応援要請を行う。
- 市町村は、ボランティア等の民間機関からの応援を受けるため、市町村社会福祉協議会と連携して受入体制を整える。

7-2. 支援・受援体制の整備(県外で災害発生の場合)

人的支援



被災者受入



重点項目見直しのポイント

地域防災計画の項目に新たに「支援・受援」を追加し、東日本大震災における対応を踏まえて、県外への人的支援、県外からの避難者の受入に係る取組を盛り込む。

支援体制の立ち上げ

○支援体制を立ち上げ、全庁で情報を共有して応急対応を行う。

人的支援

○市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職職員の人数等を把握しておく。

○市町村は、姉妹都市など個別に関係のある市町村との災害時の相互の協力関係を確認しておく。

○県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地の支援ニーズを把握する。

○市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

○県は、NPOや企業、民間団体等と連携して、ボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

被災者受入

○大量の被災者を受け入れる場合が生じた際に備え、被災者を受け入れる体制・整備を市町村と連携して進める。

○大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

○奈良県への避難者に対しては、市町村、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口(ワンストップサービス)の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

○県内に避難してきた被災者に関する情報を、市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

物的支援

○「6. 緊急物資の供給体制の確保」と同様の取組を行う。